

# 新型インフルエンザ等対策青森県行動計画 改定の概要

---

# 1 新型インフルエンザ等対策青森県行動計画の策定

- 国は平成21年の新型インフルエンザの発生を契機に、平成24年に新型インフルエンザ等対策特別措置法を制定
  - 新型インフルエンザ等の発生に備え、政府、都道府県、市町村、指定地方公共機関は\*それぞれ計画を策定することとされた
- 〔 ※：特措法第2条第8号に規定される、医療、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人等で、県知事が指定する者 〕
- 行政、医療機関、企業、学校、県民など社会の構成員が連携・協力し、平時の準備と新型インフルエンザ等発生時に感染拡大防止に取り組むための対策に関する計画

# 1 新型インフルエンザ等対策青森県行動計画の策定

- 県行動計画の主たる目的は、感染拡大を可能な限り抑制し県民の生命及び健康を保護すること、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小限となるよう取り組むこと
- 県は平成25年、新型インフルエンザ等対策青森県有識者会議を設置し、政府行動計画の内容を踏まえつつ、有識者会議の意見を聴いて**県行動計画を策定**
- 平成26年、県行動計画の内容を踏まえて、市町村は市町村行動計画を、指定地方公共機関は業務計画を策定

## 2 政府行動計画、県行動計画の改定

- 国は、令和6年7月、新型コロナ対応の経験を踏まえ、国は政府行動計画を初めて抜本的に改定

### 政府行動計画改定のポイント

- ①平時の準備の充実 ②対策項目の拡充（6項目→13項目）と横断的視点の設定 ③幅広い感染症への対応と機動的な対策の切り替え
- ④DXの推進 ⑤実効性確保のための取組

- 県は、政府行動計画の改定内容を踏まえ、令和7年6月までに県行動計画を改定することを求められている

- 市町村及び指定地方公共機関は、県行動計画の改定内容を踏まえそれぞれの計画を改定する必要がある

### 3 県行動計画改定の経過

令和6年		令和7年			
11月	12月	1月	2月	3月	4月
<ul style="list-style-type: none"> <li>○第1回有識者会議（11/7）</li> <li>・改定の方向性</li> <li>・素案提示</li> <li>・意見聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○意見取りまとめ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○感染症対策連携協議会（1/7）</li> <li>・医療分野への意見聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○パブリックコメント</li> <li>○国への計画案提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○意見取りまとめ</li> <li>○確定案作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>県新型コロナウイルス等対策推進本部開催</b></li> <li>○<b>計画改定</b></li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内意見照会</li> <li>○市町村意見照会</li> </ul>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○第2回有識者会議（1/31）</li> <li>・改定案提示</li> <li>・意見聴取</li> </ul>			

## 4 県行動計画改定の考え方

○ ①政府行動計画の改定内容に準ずることとし、②新型コロナ対応の経験を踏まえ、県や市町村等が主体となっていく事項を中心に記載

○ 新型インフルエンザ等の定義

赤字：拡充疾患

新型インフルエンザ等	新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ
		再興型インフルエンザ
		<u>新型コロナウイルス感染症</u>
		<u>再興型コロナウイルス感染症</u>
	<u>指定感染症（感染した場合の病状が重篤で、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）</u>	
新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）		

# ① 政府行動計画の改定内容に準じた県行動計画の変更点

項目	現計画	改定素案
対象疾患	新型インフルエンザがメイン	新型コロナ、新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も念頭に幅広く対応
発生段階 →対策段階	(発生段階) 未発生期、海外発生期、国内発生期、国内感染期、小康期	(対策段階) 準備期、初動期、対応期
平時の準備	未発生期の取組として記載	準備期の取組として記載を充実
複数の感染 拡大への対応	— (比較的短期の終息を前提)	対策の機動的切替
対策項目	6項目	<u>1 2項目に拡充</u>
計画の構成	発生段階を基本軸として各対策項目における取組を記載	対策項目を基本軸として各発生段階における取組を記載 全対策項目にまたがる <u>4つの横断的視点</u>

# (政府行動計画の対策項目との比較)

## 政府行動計画： 13項目

- ①実施体制
- ②情報収集・分析
- ③サーベイランス
- ④情報提供・共有・リスクコミュニケーション
- ⑤水際対策
- ⑥まん延防止
- ⑦ワクチン
- ⑧医療
- ⑨治療薬・治療法
- ⑩検査
- ⑪保健
- ⑫物資
- ⑬国民生活・国民経済

## 県行動計画： 12項目

- ①実施体制
- ②情報収集・分析
- ③サーベイランス
- ④情報提供・共有・リスクコミュニケーション
- ⑤まん延防止
- ⑥ワクチン
- ⑦医療
- ⑧治療薬・治療法
- ⑨検査
- ⑩保健
- ⑪物資
- ⑫県民生活・県民経済

「水際対策」は主に国が行う対策であること、県が行うべき水際対策は「まん延防止」に記載されていることから、県行動計画では「まん延防止」に一本化。

(県行動計画の対策項目) ○項目の分割・新設により6項目から12項目に拡充

①実施体制	②情報収集・分析	③サーベイランス	④情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u>
	<u>【サーベイランス・情報収集を分割・整理】</u>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県による総合調整強化</li> <li>・国による財政支援活用、地方債発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速な情報収集による施策への反映</li> <li>・感染症インテリジェンス体制について記載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーベイランスの切替え(全数把握から定点把握への移行等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクコミュニケーションを追加</li> <li>・偏見・差別、偽・誤情報への対応</li> </ul>
⑤まん延防止(水際対策)	⑥ワクチン【新】	⑦医療	⑧治療薬・治療法【新】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の特徴に基づく感染拡大防止策の機動的運用</li> <li>・県民生活・県民経済への影響の考慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチンの供給・接種の体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有事に向けた県と医療機関との医療措置協定締結</li> <li>・定期的な状況把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療薬の備蓄・供給等の体制整備</li> </ul>
⑨検査【新】	⑩保健【新】	⑪物資【新】	⑫県民生活・県民経済
<ul style="list-style-type: none"> <li>・有事に向けた県と検査実施機関の協定締結</li> <li>・国の検査実施方針に応じた対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有事に向けた保健所や衛生研究所等の体制整備</li> <li>・病原体の性状、感染状況に応じた体制の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関における医療機器や個人防護具の備蓄</li> <li>・県による定期的な備蓄状況の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の心身への影響に関する対応</li> <li>・事業者に対する支援等</li> </ul>

○4つの横断的視点：人材育成、関係機関との連携、DXの推進、研究開発への支援

## ② 本県の新型コロナ対応の経験を踏まえた課題

○ 本県の新型コロナ対応の振り返り（令和5年4月）で挙げられた課題は主に7点

○ 課題への対応については改定案に反映済み

<p><b>①本部運営</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・業務マネジメント</li><li>・人員確保</li><li>・業務の負担</li><li>・執務室の確保</li></ul>	<p><b>②感染拡大防止対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・感染の様相の変化への対応</li><li>・個人の特定、嫌がらせ、誹謗中傷</li></ul>	<p><b>③医療提供体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・臨時医療施設の人材確保</li><li>・高齢者施設への対応</li></ul>	<p><b>④保健所業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・問い合わせ対応</li><li>・DXの活用</li></ul>
<p><b>⑤外来診療・検査体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・発熱外来の不足と一部医療機関の負担増</li><li>・県検査機関の人材不足</li></ul>	<p><b>⑥ワクチン接種</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・県営接種会場の医療従事者の確保</li></ul>	<p><b>⑦人材育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・長期間の感染継続・パンデミックを想定した対応</li><li>・人材の育成</li></ul>	

# 5 県行動計画改定後のスケジュール（案）

項目		令和7年										令和8年						
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	
市町村行動計画		作成支援										完成						
指定地方公共機関業務計画		作成支援										完成						
新型インフルエンザ等対策マニュアル	医療提供版						作成					完成						
	社会対応版						作成					完成						
	部局別版											作成						